

助成金申請書類作成の手引き

令和3年6月

電動バイクの普及促進事業

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル14階

TEL：03-5990-5068

Eメール：cnt-toshienet@tokyokankyo.jp

ホームページ：

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	4
2.2 助成対象電動バイク（交付要綱第4条参照）	4
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	6
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	6
3 交付申請	9
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	9
3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱第7条第1項 別表2参照）	10
3.3 申請方法	12
3.4 申請にあたっての留意事項	12
4 その他	14
4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	14
4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条参照）	14
4.3 交付決定の取消し等（交付要綱第12条参照）	14
4.4 助成金の返還（交付要綱第13条から16条まで参照）	14
4.5 処分の制限（交付要綱第17条参照）	15

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

電動バイクの普及促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した電動バイクを当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けまたは担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象電動バイクの管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

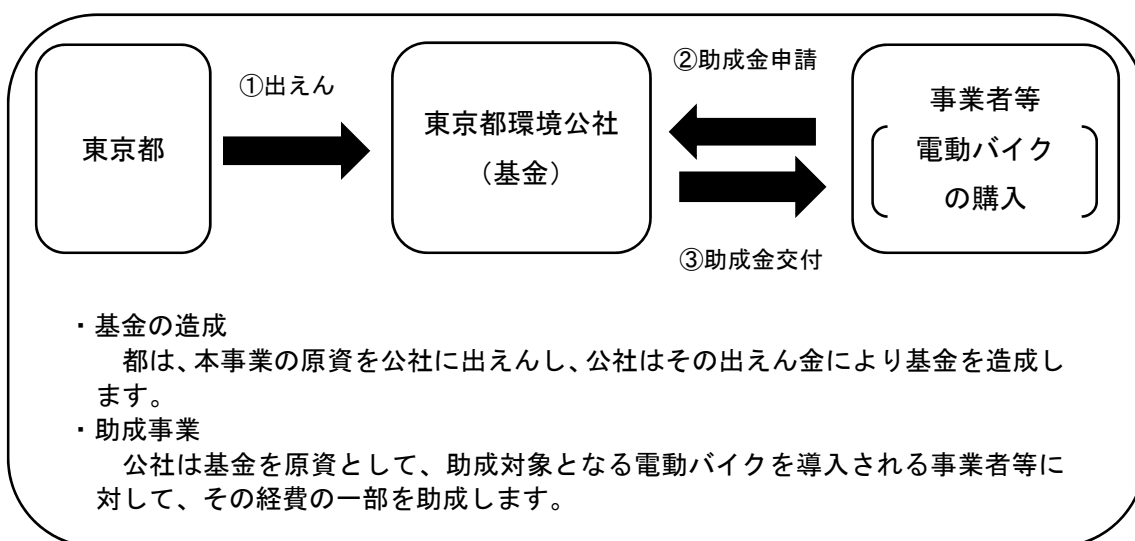
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

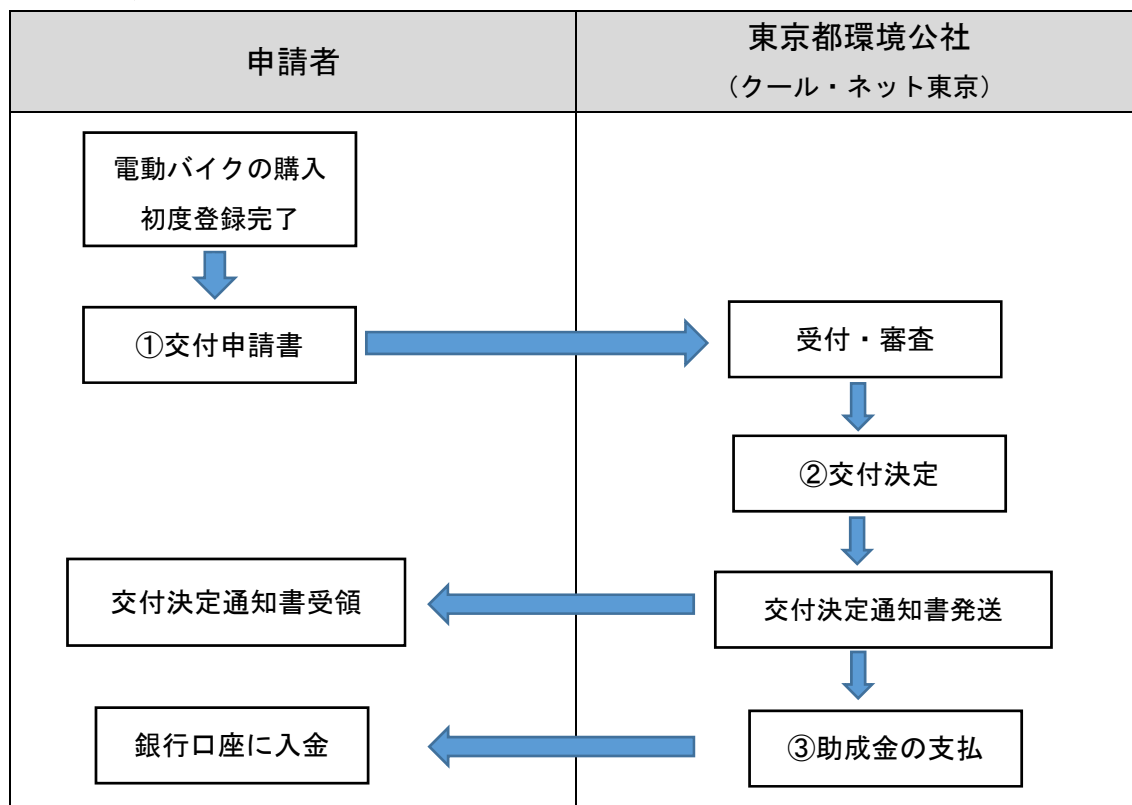
1.1 目的

電動バイクの普及促進事業（以下「本事業」といいます。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が、電動バイクを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、側車付二輪自動車（側車付二輪）及び原動機付自転車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ① 申請者は助成対象電動バイクを購入し、初度登録（新車購入後に初めて発行される標識交付証明書または軽自動車届出済証の交付をいいます、以下同じ。）を完了してから申請してください。
- ② クール・ネット東京は申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で、本助成金の交付を決定し交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

<注意事項>

- ※ 電動バイクを購入される際には事前に本助成金の助成対象車両に該当するか、ご確認をお願いいたします（2.2 助成対象電動バイク及び2.4 助成金額参照）。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件

種別	要件（申請日時点）
①個人	<ul style="list-style-type: none"> ・都内に居住していること（住民票を有すること） ・下記②の個人事業主でないこと
②個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること
③法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること
④リース事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①～③の者とリース契約を締結したリース事業者

※都内在住期間の要件はありません。

※特別な事情により都内に住民票がない場合は、ご連絡ください。

（2）助成対象者の除外要件

以下の者は助成対象になりません。

- ・国、地方公共団体、独立行政法人及び国の出資または費用負担の比率が50%を超えるもの
- ・税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 助成対象電動バイク（交付要綱第4条参照）

<要件>

- ・令和5年（2023年）2月24日までに初度登録された電動バイクであること。
- ・初度登録された日に、CEV補助金（※1）の「側車付二輪自動車・原動機付自転車」または「ミニカー」（※2）の区分の対象車両になっていること。

CEV補助金の対象車両は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）のホームページでご確認ください。

※1 CEV補助金：経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

※2 ミニカー：第一種原動機付自転車で3輪以上の車

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

令和3年度 CEV補助金（車両）のご案内

<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html#r03-guide>

補助対象車両一覧

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r03/R3_meigaragotojougen.pdf

- ・ 初度登録された日から継続して、都内に定置場または使用の本拠の位置を有すること。
- ・ 新車であること（中古車、新古車は対象外）。
- ・ 車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。
 - ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。
- ・ 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

《併用できる補助金・助成金の例》

CEV補助金：経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

- ・ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものでないこと。
- ・ 側車付二輪自動車（側車付二輪）の場合は、軽自動車届出済証の記載について、以下の表の要件を満たすこと。

軽自動車届出済証 の記載事項	通常の購入の場合	助成対象者がリー ス事業者の場合	割賦販売で 購入する場合
所有者の氏名または名称	助成対象者と同一 名義	助成対象者と同一 名義	自動車販売業者ま たはローン会社等
使用者の氏名または名称	助成対象者と同一 名義	貸与先の名義	助成対象者と同一 名義

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

車両本体価格から、当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の本体価格を減じた額とします。

- ※ 車両本体価格は、規程（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程）に基づき基礎額として算定される額をいいます。
- ※ ミニカーは、別途、助成金額を定めます。
- ※ 助成の対象は本体価格のみです（オプション等の諸費用は含みません。）。
- ※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金の交付額は、助成対象経費からセンターが規程に基づき定める補助金交付額を減じた額とします。なお、側車付二輪自動車及び第一種原動機付自転車（三輪を除く。）は18万円を上限とし、第一種原動機付自転車（三輪）は48万円を上限とし、第二種原動機付自転車は、令和3年3月31日までに初度登録したものは36万円を上限とし、令和3年4月1日以降に初度登録したものは48万円を上限とします。車名毎の助成金額の詳細は、次ページ一覧表のとおりです。

令和3年6月7日現在の助成対象電動バイク及び助成金額は以下のとおりです。

メーカー	種別	車名	型式	本体車両 価格	センター 補助金額	①本助成 金額	②R2年度 助成金額
ミツオカ	側車付二輪	Like-T3(L)	ZAE-MT3	139.5万	6万	18万	18万
		Like-T3(L+)		143.5万	6万	18万	18万
ホンダ	原付二種	PCX ELECTRIC	ZAD-EF01	72.95万	11.1万	33.3万	33.3万
		PCX ELECTRIC*		89.55万	12万	48万	36万
	原付一種	BENLY e: I	ZAD-EF07	57万	6万	18万	18万
		BENLY e: I*		81万	6万	18万	18万
		BENLY e: Iプロ	ZAD-EF08	58万	6万	18万	18万
		BENLY e: Iプロ*		82万	6万	18万	18万
		BENLY e: Iプロ2	ZAD-EF09	58万	6万	18万	18万
		BENLY e: Iプロ2*		82万	6万	18万	18万
		GYRO e:	ZAD-EF13	74万	6万	36.5万	—
		GYRO e:*		98万	6万	48万	—
	原付二種	BENLY e: II	ZAD-EF10	57万	8.9万	27万	27万
		BENLY e: II*		81万	12万	47.9万	36万
		BENLY e: IIプロ	ZAD-EF11	58万	8.9万	26.7万	26.7万
		BENLY e: IIプロ*		82万	12万	47.6万	36万
BENLY e: IIプロ2		ZAD-EF12	58万	8.9万	26.7万	26.7万	
BENLY e: IIプロ2*			82万	12万	47.6万	36万	
スズキ	原付一種	e-Let's	ZAD-CZ81A	29.8万	4.1万	12.3万	12.3万
		e-Let'sW		37.8万	6万	18万	18万
ヤマハ	原付一種	EC-03	ZAD-SY06J	24万	3.3万	10.2万	10.2万
		E-Vino (2020.10.14 価格改定後モデル)	ZAD-SY11J	23.6万	2.6万	8万	8万
		E-Vino	ZAD-SY11J	21.9万	2.6万	8万	8万

*印は、予備バッテリー2個セット

メーカー	種別	車名	型式	本体車両 価格	センター 補助金額	①本助成 金額	②R2 年度 助成金額
トヨタ車体	ミニカー	コムス B・COM ベーシック	ZAD- TAK30-BS	72.6 万	20 万	18 万	18 万
		コムス B・COM デッキ	ZAD- TAK30- KS	79.5 万	20 万	18 万	18 万
		コムス B・COM デリバリー	ZAD- TAK30- DS	83.6 万	20 万	18 万	18 万
		コムス P・COM	ZAD- TAK30- PD	81.3 万	20 万	18 万	18 万

① 令和3年4月1日以降に初度登録したものが対象です。

② 令和3年3月31日までに初度登録したものが対象です。

※ センターの補助金との併用は可能です。

※ 区市町村で別途実施している補助金との併用も可能です。

※ 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとします。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

受付期限 令和4年（2022年）3月31日（木） 必着

本事業による助成金の交付申請は、助成対象電動バイクを購入し、初度登録完了後、助成金交付申請書（第1号様式）、その他の必要な書類（3.2 交付申請必要書類一覧参照）をとりまとめた上で受付期限までに郵送により提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※**初度登録日から1年以内**に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）ただし、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず初度登録から1年以内に提出が難しい場合は、ご連絡ください。

（2）助成申請可能台数

助成対象電動バイクの購入数の上限はありません。1件の申請で複数台まとめて申請ができます。ただし、申請者がリース事業者で貸与先が車両ごとに異なる場合は、まとめて申請できません。貸与先ごとに申請を分けてください。

（3）不備の連絡先

申請種別		連絡方法
購入	交付申請書の、「自動車販売店担当者が手続代行者となることを希望する」欄にチェックを入れた場合	一切の連絡を自動車販売店担当者に連絡します。（※）
	上記の欄にチェックを入れなかった場合	領収書等の販売店発行書類については自動車販売店担当者に、それ以外の不備は申請者（法人は事務担当者）に連絡します。
リース		一切の連絡をリース事業者の事務担当者に連絡します。

（※）手続代行について（交付要綱第7条4～6）

4 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象電動バイク等を販売する者等に対して依頼することができる。

5 前項の規定による依頼を受けて交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、当該依頼を受けた手続を、誠意をもって実施するものとする。

6 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱第7条第1項 別表2参照）

No.	提出書類		備考
1	助成金交付に係る申請書（第1号様式）		
2	誓約書（第2号様式） ・ 申請者がリース事業者の場合のみ、貸与先のものが必要		
3	法人	登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ・ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ・ 登記情報提供サービスから印刷したものでも可 ・ リース事業者の場合、貸与先が法人の場合は、貸与先のものも合わせて必要	原本 または コピー
	個人・個人 事業主	住民票又は印鑑証明書 ・ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ・ 住民票はマイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。 ・ リース事業者の場合、貸与先が個人又は個人事業主の場合は貸与先のものが必要	原本 または コピー
4	法人都民税納税証明書又は法人設立・設置届出書 ・ 法人で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合のみ必要 ・ 完納を証明した直近のものに限る（※法人事業税は不可） ・ 窓口は都税事務所		原本 または コピー
5	購入した電動バイクの代金に係る請求書又は注文書 ・ 車両本体価格（税別）及び車名・グレードが確認できるもの ・ 宛名は申請者と同一名義であること。		コピー
6	購入した電動バイクの代金の支払に係る領収書		コピー
7	購入車両の標識交付証明書（標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明等）又は軽自動車届出済証		コピー
8	振込先口座が確認できる書類 ・ 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー ・ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ・ 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可 ・ 定期預金口座でないこと ・ 口座名義人は申請者と同じであること		コピー

9	<p>購入車両に係るリース契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース事業者の場合のみ必要。 ・ 申請者及び貸与先双方の印があるもの ・ リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの 	コピー
10	<p>貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース事業者の場合のみ必要。 ・ 9の契約書で助成金額以上が差し引かれてあり、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印がある場合は省略可 	
11	<p>その他公社が必要と認める書類</p>	

3.3 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

◇申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル14階

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム 宛

- ・ 申請様式は日本産業規格 A 4 の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・ 申請は郵送でお願いいたします。
- ・ 郵送の場合は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・ FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・ 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 封筒の表に、「**電動バイク助成金 申請書類在中**」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

3.4 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・ 申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・ 申請者名および金額の訂正は、二重線見え消しの上、フルネームで記名してください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【車両関係】

- ・ 申請前に車両を処分(※)している場合は、申請できません。
- ・ 申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り上げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。

- ・ 交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。

(※) 「処分」については、「4.5 処分の制限」を参照ください。

【リース等】

- ・ リース等によって助成対象電動バイクを提供する場合には、リース料等から助成金相当分が減額されることを記載した貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）を提出してください。
- ・ リース期間等に特段制限はありませんが、処分制限期間は3年間です。
リース事業者等が保有する助成対象電動バイクを3年未満の契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象電動バイクを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。リース契約満了時に、変更届出書を提出してください。

【その他の留意事項】

- ・ 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- ・ 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。
- ・ 選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・ 申請書類について、文字が鮮明に読み取れるものを提出してください。

4 その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条参照）

助成金交付によって生じる権利の全部または一部について、第三者に譲渡し、または継承させることは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は認められます。

4.3 交付決定の取消し等（交付要綱第12条参照）

(1) 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、または東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

(2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.4 助成金の返還（交付要綱第13条から16条まで参照）

(1) 「4.3 交付決定の取消し等」を行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときには、当該助成対象者に対して期限を付けて本助成金の全部または一部の返還を請求するものとします。助成対象者は返還の請求を受けた場合には指定の期限までに当該本助成金を公社へ返還してください。

- (2) 当該本助成金の返還請求を行った場合には、当該助成対象者に対して、本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、返還すべき額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- (3) 公社が指定する期日までに返還金額が納付されない場合には、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 当該助成対象者が(1)から(3)までのいずれかの返還または納付を行った場合には、助成金返還報告書(第6号様式)を提出してください。
※(1)から(3)までのいずれかの請求を受けて、その全部または一部が納付されない場合、同種の事務または事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止、または当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

4.5 処分の制限(交付要綱第17条参照)

- (1) 購入後、**処分制限期間は3年間**です。本助成金により取得した財産は、導入後も善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を行ってください。
- (2) 導入から処分制限期間以内に助成対象電動バイクを処分(目的外に、使用、譲渡、交換、廃棄、貸付(リース事業者は除きます。)、担保等)するときは、取得財産処分承認申請書(第7号様式)を提出し、公社の承認を得ることが必要です。財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額を公社に納付しなければなりません。
ただし、以下の場合は、返納金は発生しません。
 - ・助成対象電動バイクが天災等により、走行不能となり抹消処分した場合
 - ・助成対象電動バイクが過失のない事故により、走行不能となり抹消処分した場合
 - ・その他クール・ネット東京が特に認める場合
- (3) 助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等(3.2 交付申請必要書類一覧に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類)を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から3年間保存してください。

(参考) 関連ホームページの御案内

○ 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

○ 関連事業のホームページ

・ 電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV車両）

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

・ 電気自動車等の普及促進事業（外部給電器）

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>

・ 電気自動車等の普及促進事業（戸建向けV2H）

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-v2h/index.html>

・ 燃料電池自動車の導入促進事業（FCV車両）

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/fuel-cell/index.html>

電動バイクの普及促進事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和3年6月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 14階

TEL：03-5990-5068

cnt-toshiene@tokyokankyo.jp